

千葉県生涯学習審議会第1回千葉県読書バリアフリー推進部会議事録

令和3年8月17日(火)

午後2時00分～午後4時00分

千葉県庁議会棟1階第1・第2会議室

出席委員(敬称略五十音順)

式場 敬子      田中 美季      田村 悦智子      望戸 千恵美

関係機関の職員等

梅津 健志      大川 和彦      奥山 昭子      川崎 弘  
野口 由紀子

出席事務局職員

千葉県教育庁教育振興部生涯学習課

主幹兼社会教育振興室長      柳生 浩之

社会教育振興室 新県立図書館建設準備班長      谷口 維啓

同      副主幹      田中 雅美

同      主査      俵 大樹

同 社会教育班      副主査      岩本 直樹

千葉県立中央図書館長      吉野 清

千葉県立中央図書館読書推進課長      大森 明香

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課      主事      沢藤 理子

- 1 開会
- 2 生涯学習課社会教育振興室長あいさつ
- 3 委員等・事務局紹介
- 4 部会長選出
- 5 部会長あいさつ
- 6 報 告 千葉県読書バリアフリー推進計画の策定について

部会長 千葉県読書バリアフリー推進計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 千葉県読書バリアフリー推進計画の策定について説明する。  
資料1をご覧願いたい。「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、略称「読書バリアフリー法」に基づいて、千葉県の読書バリアフリー推進計画を策定しようとしているものである。

概要と、作成の体制について説明する。

経緯について、平成31年1月、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」が、日本において効力を発した。この「マラケシュ条約」は、視覚障害者等による著作物利用を促進するため、著作権の制限や例外を設定するとともに、条約締結国の間で著作物の複製物を交換する体制を整備するものである。この条約が、読書バリアフリー法の成立の契機となった。

令和元年6月に「読書バリアフリー法」が公布・施行され、翌年7月に、国が「読書バリアフリー基本計画」を策定した。

読書バリアフリー法の概要について、目的は第1条に「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与すること」と定められている。

基本理念として、第3条に「視覚障害者等が利用しやすい書籍及び電子書籍等の普及、量的拡充、質の向上が図られること」等が示されている。

責務として、第5条に地方公共団体は「国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。

また、第8条に地方公共団体は「(国の)基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地

方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」とされている。

これらに基づき、今回、千葉県読書バリアフリー推進計画を定めようとするものである。

続いて、推進計画に定めようとする事項について、読書バリアフリー法には、地方公共団体が講じるべき施策が示されている。

- ①視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備（第9条）
- ②インターネットによるサービス提供体制強化（第10条）
- ③特定書籍・特定電子書籍等の製作支援（第11条）
- ④端末機器の情報入手支援、情報通信技術の習得支援（第14条及び15条）
- ⑤製作人材・図書館サービス人材の育成（第17条）

これらに基づき、推進計画には、この①から⑤について、千葉県の状況に応じた取組を盛り込みたいと考える。

計画作成の体制及び今後の予定について、計画作成の体制については、「資料2」をご覧願いたい。

「千葉県読書バリアフリー推進計画の策定の流れ」については、初めの四角に読書バリアフリー法の概要を記載してある。これに基づき、次の四角に国の読書バリアフリー基本計画がある。これらに基づいて、千葉県の読書バリアフリー推進計画を作成しようとしているところである。

千葉県の読書バリアフリー推進計画は、生涯学習課が事務局となって策定を進めていく。

計画作成に当たっては、まず、庁内関係課の担当者会議として「読書バリアフリー推進庁内検討会」において計画の内容を作成する。関係課は、点字図書館の運営支援等を担当している、健康福祉部障害者福祉推進課のほか、教育庁内で特別支援学校を担当している特別支援教育課、学校図書館を担当している学習指導課、県立図書館を担当している生涯学習課及び県立図書館である。

内容の作成に際して、必要に応じて、関連事業での意見聴取等を行う。

次の四角の部分であるが、千葉県生涯学習審議会内に「千葉県読書バリアフリー推進部会」を新たに設置した。本部会は、生涯学習審議会委員4名のほか、関係機関の職員等として、読書バリアフリーに知見のある、社会教育、学校教育、障害者福祉関係の5名に参加いただいている。推進計画の案に対して、部会で意見を伺い、意見を反映して案を修正し、生涯学習審議会にて報告する。

その後、県としての案を作成し、県民の意見を反映させるためパブリック・コメントを実施し、計画を策定していくという流れとなる。

今後の予定については、資料1をご覧願いたい。「4（2）今後の予定」にあるとおり、6月に庁内検討会を設置し、生涯学習審議会内に部会を設置す

ることをお諮りした。部会の開催は策定まで全3回とし、部会にて意見を伺っていく。第1回部会は全体構成と骨子案について伺い、第2回は10月に、肉付けした全体案について伺い、意見を反映した案で、12月頃を目安にパブリック・コメントを実施する。第3回は1月に、パブリック・コメントで寄せられた意見を反映した修正案について伺う予定である。このようなスケジュールで、今年度中に策定できるよう進めていきたいと考えている。説明は以上である。

部会長 只今の説明について、質問や意見はあるか。

各委員等 なし

部会長 細かい説明については、これから説明していただく。  
では、次に進む。

## 7 協 議 千葉県読書バリアフリー推進計画の骨子案について

事務局 資料を確認する。協議に使用する資料が、資料3及び資料3-2となる。資料3-2については、推進計画に定めようとする5つの項目ごとに、国の基本計画の内容と県の推進計画の骨子案に示した項目を比較できるようにしたものである。国の基本計画と適宜比較しながら検討していきたい。その他に参考資料として、資料4～7を配付した。必要に応じて参照願いたい。

骨子案についての説明であるが、まず全体構成について、次に第1章から第4章まで1章ごと、最後に巻末の参考資料についてそれぞれ説明する。

まず全体構成である。表紙の次に目次、次の3ページから「第1章 計画策定の趣旨」として、計画策定の目的、計画の位置付け、計画の期間、計画の対象を述べている。3ページの計画の位置付けの部分で、この計画は、読書バリアフリー法に基づいて、地方公共団体が施策を講ずるものとされている5つの事項について、施策の方向性と取組を定めると述べて、5つの項目をここで示している。

5ページからが「第2章 千葉県における現状と課題」として、千葉県内の対象者数と利用の現状、千葉県におけるこれまでの取組、視覚障害者等の読書環境の課題を述べている。

9ページからが「第3章 基本的な方針」として、5つの項目について基本方針を述べ、11ページに読書バリアフリーに係る目標を掲げる案となっている。

12ページから「第4章 施策の方向性と取組」として、5つの項目それぞれについて基本的考え方を示した後、取組を述べている。なお、基本的考え

方を示した後に施策の内容を述べる形は、国の基本計画と同様となっている。

第4章の後、16ページに用語集、17ページから参考資料として、読書バリアフリー法や県立図書館、千葉点字図書館の案内等を掲載し、19ページ以降に「さまざまな読書の手段」として、バリアフリー資料や読書補助器具等の紹介を載せている。

全体構成についての説明は以上である。個々の内容の詳細は後ほど説明するが、まず全体の構成について質問、意見等があれば願います。

部会長

ただいまの説明について質問、意見はないか。

委員等

目標についてはこれから定めていくのか。11ページに項目はあるが、目標がまだ決められていないようである。これから庁内会議等で決められていくのか。

事務局

第3章の内容の説明の際に説明する。現段階で空白になっているが、目標を掲げたいという枠を骨子案で示している。

委員等

骨子案の計画期間がおおむね5年となっているが、おおむねとは、この計画は国の指針に基づいて策定を進めていると思うが、おおむね5年という形なのか、5年に1度か、そのあたりを教えてください。

事務局

この後、1章の説明をするが、国の基本計画が令和2年度から令和6年度までの5年間となっており、恐らく5年間の後の6年度の後、7年度以降にまた新たな計画の改定があると推測はしており、2年ぐらいではあるが、また新しい国の方向性などが示されたら、それに準じて県の計画も合わせて見直していく必要があると思ひ、国と2年ずれで追いかけていくような形で、同じ5年間と設定する案となっている。

部会長

続いて、事務局、説明をお願いします。

事務局

では第1章について説明する。骨子案3ページから4ページである。「第1章 計画策定の趣旨」、「1 計画策定の目的」には、法律と国の基本計画に基づいて、本県の実情を踏まえて全ての人々が等しく読書活動を行うことができる環境を整備することを目指して策定することを述べている。

「2 計画の位置付け」、(1)に定める5つの事項を示して、4ページの(2)に千葉県での関連する計画類として、千葉県総合計画、千葉県教育振興基本計画、千葉県障害者計画、千葉県子どもの読書活動推進計画、千葉県特別支援教育推進基本計画等を踏まえることを述べている。また、読書バリアフリー

一法や千葉県障害者計画の理念を踏まえて、障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築を読書環境の整備を通じて目指すということや、障害の有無にかかわらず全ての人が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できるようにすることを目指す計画であることを述べている。

「3 計画の期間」は、先ほど質問いただいたとおり、国の計画が令和2年から6年度までの5年間となっていることに合わせておおむね5年とした。また、「計画策定後は、定期的に進捗状況を把握・評価していく」という文言も国の基本計画と同様にしている。

「4 計画の対象」は、読書バリアフリー法と国の基本計画における定義を述べて、「本計画においてもこれらの者を対象とします。」としている。次の「なお、読書環境の整備に当たっては、視覚障害者等に加え、聴覚障害者、知的障害者、高齢者、外国人等、様々な状況により読書や図書館の利用に困難を伴う人々への配慮も十分に認識して取り組みます。」という記述をつけ加えている。この例示については、国の基本計画の最後のページの記述にある例示を取り入れている。

第1章についての説明は以上である。

部会長

第1章について何か質問や意見はあるか。

ここは目的とか趣旨のところなので、先でまた質問をいただく。

第2章について、説明をお願いします。

事務局

第2章について説明する。骨子案は5ページから9ページである。

まず、この計画の対象となる人の人数はどれくらいで、そのうち、点字図書館や公共図書館のサービスを利用して読書をしている人たちはどれくらいいるかについての概況を述べようとしたのが、第2章の「1 千葉県内の対象者数と利用の現状」のところである。まず手帳の所持者数を記載している。この計画の対象となる人と手帳の所持者は完全に一致するものではないが、およそその人数の規模感が分かる人数と考えている。国の基本計画でも、視覚障害、肢体不自由による障害者手帳の所有者数が注記に記載されていた。

その次に「ディスレクシアと呼ばれる、学習障害の一種とされる読字障害者の正確な人数は把握されていませんが、現在、学習障害を理由に公立小・中学校、高等学校の通級による指導を受けている児童生徒数は」という記述についても、国の基本計画の注記の記載と同様にしており、国の基本計画に載っている文部科学省の同じ資料の出典から千葉県分の人数を掲載している。

県立図書館の障害者サービス登録利用者数と、千葉点字図書館の利用登録者数を示した。ここに県内市町村立図書館での障害者サービス登録利用者数

を掲載できると、千葉県内全体の図書館利用の概況がつかめるところではあるが、既存の調査、統計ではその人数がまとめられている資料は見つからなかった。

公立図書館での障害者サービス実施状況について、国立国会図書館が行った「公共図書館における障害者サービスに関する調査研究」を出典とし、千葉県の数値を掲載している。

6ページからが「2 千葉県におけるこれまでの取組」であり、取組の主体別に(1)県立図書館における取組、(2)千葉点字図書館等における取組、(3)特別支援教育における取組、(4)学校図書館における取組と分けて記述している。このうち(1)、(2)、県立図書館と千葉点字図書館については、従来から様々な取組を行っているので、この推進計画で定める5つの項目を小項目に立てて、項目ごとに列記している。

一方で、(3)特別支援教育、(4)学校図書館については、文部科学省の「学校図書館の現状に関する調査」の中に「児童生徒等の読書環境の整備に資する多様な蔵書整備状況」として、電子書籍、点字図書、拡大図書・大活字図書、録音図書、マルチメディアデジター図書、LLブックの所蔵状況の項目があったので、千葉県分の数値を掲載した。

この文部科学省の調査は5年に1度実施されるもので、対象は公立(市町村立と県立)の小中高校、特別支援学校となっている調査である。

次に、9ページから「3 視覚障害者等の読書環境の課題」である。主に実施主体別に箇条書きの列記となっているが、後から整理してみると、現状、課題、取組が比較しやすいように、この計画で定める5つの項目に分けて掲載したほうがよかったのかもしれない。

内容の詳細について、資料3-2の表を元に国の基本計画と比較していくと、まず1項目め「視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等(第9条関係)」について、国の基本計画では、(1)アクセシブルな書籍等の充実として、「公立図書館等において、地域や機関等の実情を踏まえ、点字図書館や他の図書館等と連携しつつ、アクセシブルな書籍等を充実させる取組を促進する。」「点字図書館及び点字出版施設(以下「点字図書館等」という。)が、今まで培ってきたノウハウを生かし、引き続き障害の種類及び程度に応じたアクセシブルな書籍等が充実するよう、点字図書館等による製作の支援を行う。」と記載されている。

これに対し千葉県の現状として、県立図書館での録音図書等の貸出し、製作、対面朗読、各種資料や機器の提供、特別支援学校への訪問読書支援など、また、千葉点字図書館での資料の作成、貸出し、講習会の開催などの取組を記載した。課題としては、資料や機器、サービスの周知、また、公立図書館で実施しているサービスや資料を、必要とする当事者や支援者へつなぐ仕組みが必要であること、また、重複障害のある方や学習障害等が原因の方等に

対応したサービスの提供など多様化への対応も課題としている。

次に、資料3-2の2ページ目で、国の基本計画では(2)円滑な利用のための支援の充実として、「公立図書館や学校図書館において、各館の特性や利用者のニーズ等に応じ、段差の解消や対面朗読室等の施設の整備、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置、拡大読書機器等の読書支援機器の整備、点字による表示、ピクトグラム等を使った分かりやすい表示、インターネットを活用した広報・情報提供体制の充実及び障害者サービスの充実を図る取組を促進する。」

「学校における学校図書館を活用した支援を充実するため、設置者である各教育委員会に対し、司書教諭・学校司書の配置の重要性について周知するとともに、司書教諭をはじめ学級担任や通級の担当者、特別支援教育コーディネーター等の教員間の連携の重要性について周知するなどして支援体制の整備を図る。」

「インクルーシブ教育システムの理念にのっとり、視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する初等中等教育機関及び高等教育機関において読書環境を保障することが重要であり、以下の取組を推進する。」として4つの取組が記載されている。

これに対して千葉県の現状として、学校図書館については、県が作成した学校図書館自己評価表に基づいて、自分の学校の図書館の現状分析を促すなど、魅力ある学校図書館づくりを推進していること、県立特別支援学校では、見え方に応じた視覚補助具・情報機器等の活用を促進を行っていること、また、県では、特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、「通級による指導」の展開、児童生徒、保護者、関係教職員等への教育相談を行っていることを記載している。

課題として、学校図書館については、ニーズや資料の整備状況等について実態を把握することが課題であること、特別支援学校については、児童生徒向け配付物の点字や音声への翻訳化が課題、また、点字や音声への翻訳における教職員のスキルアップやPCにおける点字変換ソフト等の整備も課題として挙げている。

次に、資料3-2の3枚目、2項目目「インターネットを利用したサービスの提供体制の強化(第10条関係)」について、国の基本計画では、国立国会図書館が収集した視覚障害者等用データを送信するサービスや、サピエ図書館のデータダウンロードサービス、また双方のシステム間の連携について、「関係機関・団体間の連携等を通してこれらシステムの周知を図る。」等と記載されている。

これに対し千葉県の現状として、県立図書館は国会図書館とサピエ図書館へ、千葉点字図書館はサピエ図書館へのデータ提供を記載している。また、国の計画にはないが、インターネットを利用した取組として、県立図書館に

における「オンラインによる遠隔対面朗読の試行」を記載している。この項目については課題が記載できていないので、もう少し現状分析が必要である。

次に、3項目め「特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(第11条関係)」について、国の基本計画では、(1)製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援として、「地域における点字図書館と公立図書館等との連携を支援し、特定書籍や特定電子書籍等の製作のノウハウや製作された書籍等に関する情報の共有による製作の効率化を図る。」等と記載されている。

これに対して現段階では、千葉県の現状と課題についての記載はできていない。これまで県立図書館や千葉点字図書館ではそれぞれで録音図書等の製作を行ってきたはいるが、ノウハウを共有するという発想はこれまであまりなかったように思う。現状の分析と課題の洗い出しが必要なところと、連携方法等を検討していく必要があると思う。

次に、資料3-2の4枚目、4項目め「端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援(第14条・第15条関係)」については、国の基本計画では、「①点字図書館と公立図書館が地域のICTサポートセンターと連携し、視覚障害者等に対して、様々な読書媒体の紹介やそれらを利用するための端末機器等の情報入手に関する支援を行う。」

「②点字図書館と公立図書館が連携し、サピエ図書館及び国立国会図書館の視覚障害者等用データの送信サービス等にかかる、パソコン、タブレット、スマートフォン等を用いた利用方法に関する相談及び習得支援、端末機器の貸出等による支援を行う。」

「③地方公共団体による、アクセシブルな電子書籍等を利用するための点字ディスプレイ、デイジープレイヤー等との端末機器等の給付を行う。」といった取組を推進することが記載されている。

これに対し、千葉県の現状として、県立図書館で県民向けに開催している読書支援機器活用講座、サピエ図書館活用講座や千葉点字図書館等における取組として「障害者ITサポートセンターの設置・運営」を記載し、課題として「読書支援機器や県立図書館の講座等について、必要としている当事者や支援者へ更に周知・普及していく手段・方法を検討する必要がある。」ことを記載している。

最後に、資料3-2の5枚目、5項目め「製作人材・図書館サービス人材の育成等(第17条関係)」について、国の基本計画では(1)司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上として、研修の実施や、公立図書館において障害当事者でピアサポートができる職員の育成や環境の整備、(2)点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成として、研修の支援や人材の募集、養成の支援が記載されている。

これに対し、千葉県の現状として、県立図書館における図書館員向け研修会や音訳者養成講座、千葉点字図書館での「点訳・音訳奉仕員養成事業」を

記載した。課題として、「県立図書館では図書館音訳者の高齢化、後継者不足により、希望する資料を必要としている時期に提供できないことが課題。」と記載している。

第2章についての説明は以上である。

部会長 ただいまの説明について質問や意見はないか。

委員等 質問である。骨子案の5ページのディスレクシアと呼ばれる学習障害の一種等の人数は、正確な人数は分からないと出ているが、文部科学省の調査で429人という数字が出ている。この調査の429という数字は、通級の主たる理由が読字障害で来ている人という意味なのか。このまま読むとディスレクシアと呼ばれる人は千葉県に500人弱ぐらいかと感じてしまう。調査の項目の取り方がどういうことなのかを教えてください。

部会長 学習障害の一種としてディスレクシアがあるが、ほかにも理由があるということか。

委員等 ディスレクシアの悩みを抱えている子が実は本当はもっといるが、一番主たる理由が学習障害という形で上げている子どもの数が429で、例えば行動とか他の面を主障害として登録していると、その子どもたちが実は読み障害とか読字障害があったとしてもカウントはされていない意味の数字であると見ていいのか、本当にディスレクシアがあるという、トータルの数字ではないと思うが、そういう取り方をしているのかということである。

事務局 現時点では、ここに引用したとおり、学習障害を理由の人数が429としか資料からは見てこなかったが、資料の数の取り方として、別の項目のほうに主たる理由があるが、学習障害も含まれている場合にどう振り分けられている調査なのかは未確認なので、確認した後、必要があれば記述を修正することを検討したい。

委員等 具体的に1点伺いたい。骨子案の5ページの一番下の「利用者が図書館に来館しなくても」のところ、実際に録音資料を利用するとか、対面朗読はどのように行われているのか、取組事例を紹介していただきたい。

事務局 まず対面朗読は、文字のとおり相対して朗読するもので、活字による読書が困難な方に代わってその場で文字資料を読み上げるサービスである。基本的には図書館に来館して、対面朗読室という防音の部屋を整備して準備しているが、活字の資料を読み上げて音訳(音で翻訳するので音訳と称している。)

して、その場で読むのが対面朗読のサービスである。一方、それではその場に読む人と聞く人とが同時にいなければならないので、この資料を読んでほしいというときにすぐ対応できる点ではよいが、互いに予約をつける必要があるので、それ以外の方法として録音図書を製作している。

これは元の紙の本が1冊あったとしたら、音で聞きたい本のリクエストや図書館が自ら選定するなどし、時間をかけて下読みをし、声に出して読んでそれを録音した後、校正をして編集をする。パッケージのイメージとしては、昔はカセットテープであったが、CDで音楽を聞くかのように、音声で本の内容を耳で聞くという読書をするための手段が録音図書の製作である。これは図書館に来館しなくても、その資料を郵送するなどすれば自宅で聞くことができるので、利用者が図書館に来館しなくても録音図書を利用できることは、主に郵送で資料を貸し出ししているという意味になる。

委員等

遠隔の対面音訳の促進について、文字化していただいているのはすごく良いと思った。そのように書かれていることで、今のような質問も出てくるし、このような記述はとてもよいと思う。パブリック・コメントを出す案には、全体のボリュームが長くなってしまいかもしれないが、用語集を少し多めに添えていくと、より多くの意見が集まってくると思った。

それから、前のところで質問するべきだったのかもしれないが、学校図書館について記載されているが、今回の骨子案の中では、大学図書館との関わりについては触れていない。大学図書館のバリアフリー化の支援を促進することについて書き込みか、大学図書館との情報交換や連携も密にしていくといった書き込み等は可能であるか。

事務局

これまで大学図書館と県立図書館などの公共図書館と一緒に何かをする取組みがなかったので、骨子案では、大学図書館について全然触れていない。大学図書館の現状はどうか、もしくは公共図書館に支援してもらいたいことがあるのかなど、情報収集ができていないので、今後の課題としたい。どう取り組めるのかはこれからの検討になるが、少なくとも情報交換、現状把握はできるように、大学図書館についても何らかの記載を入れたいと思う。

委員等

大学図書館も努力していると思うが、なかなか連携できていないことを聞いている。私どもはどこかの大学に学生が入ったとき、例えば千葉県内で一番直近の例では淑徳大学の例であったが、その学生への支援をしたときは、窓口は学生支援センターで、大学図書館ではなかった。全国いろいろ聞いてみてもそのようなパターンが多いようで、大学図書館が主になって学生の支援をするところまではいっていないようである。

今、専修大学の野口先生は学校図書館関係を含めて調べていただいでいて、点字図書館と公共図書館との連携は大分調査が進んできているが、学校図書館及び大学図書館等に関しては連携の関係も、調査自体がまだ設置していない。現在、厚生労働省の予算を使って調査しようとしているところなので、その辺のことがはっきりしたら情報提供したいと思っている。

部会長

大学図書館のことがあった。他にあるか。

委員等

学校図書館における取組として、文部科学省が昨年度調査した学校図書館の現状に関する調査における、読書環境の整備に資する多様な蔵書の整備状況の数字をあげている。この調査は5年に一度であるため、この数字はおそらく5年後まで使われる数字だと思われる。前回調査の平成28年の調査ではこの調査はされていないので、この数字は前と比較することも、また計画期間中の後と比較することができにくい数字なので、この数字を計画目標の根拠としてどのように扱っていくかが、検討課題の1つである。また、「公共図書館における障害者サービスに関する調査研究」という平成30年8月の国会図書館の調査では、学校図書館は障害者サービスといった整備が進みにくい現状があると指摘している。確かに図書費というのは自治体によってかなり差もあり、県全体を見ると、潤沢なところから厳しいところもある。限られた予算の中では、特別支援学校の場合は別として、学校図書館の場合はまず通常の子どもたち用の本をそろえてしまいがちである。国会図書館の調査研究の中でも、公共図書館による団体貸出しの必要性が今後さらに高まっていくものと考えられるとの記述がある。このあたりの数字については、公共図書館のサービスとどうつながっていくかというような形で課題提示をしていくとよいと思うが、どうか。

事務局

学校図書館に係る読書バリアフリーの視点での調査がこれまでなく、学校図書館の現在の取組の部分で記述が少ない状況である。令和2年度の文部科学省の5年に1度の「学校図書館の現状に関する調査」で、今回初めてバリアフリー資料の整備状況が、所蔵している学校数という大きな括りではあるが、現状を把握する第一歩が始まったところで、各学校の状況を細かく把握していくのは難しいところではあるが、現在ある材料としてはこれを掲げた。

特別支援学校は別としても、一般の学校でバリアフリー資料ばかりをたくさん集めていくことは難しいと思うので、必要な場合には公共図書館から貸出しを受けて利用を促進していくことが大事だと思ったので、課題のところに公共図書館等とのつながりについて記述したいと思う。

委員等

先ほどピクトグラムの中にも出てきたが、公共図書館から学校図書館にこういうものがあると紹介すると、学校図書館では子どもたち一人ひとりのニーズに応じた形で使いやすくなると思うので、ぜひお願いしたい。

部会長

大学図書館についての取組が触れられていないと指摘があり、今学校図書館で公共図書館とのつながりという話があった。ここに県立図書館における取組はあるが、市町村立図書館における取組はあってもよいと思うが、載せない予定か。調査がなくて、載せるのが難しそうなのは重々分かるが、いかがか。

事務局

県における取組において、県立図書館だけを書いて、市町村立図書館について触れられていないので、何らかの記述を考えたいと思う。ただ、状況を把握できる既存調査があまり多くなく、千葉県公共図書館協会で毎年取りまとめている「千葉県の図書館」という資料があり、録音図書をどれくらい所蔵しているとか、対面朗読室があるかなどのごくごく基本的な項目はあったと思う。それで状況把握が十分にできるかは難しいが、千葉県内の県立図書館以外の市町村図書館についても何らかの状況の分析を入れたいと思う。

委員等

ディスレクシアの部分や通級の部分に文字とアクセスするような言葉がたくさんある。その点はすごくありがたいと思うが、知的障害の特別支援学校にいたので、「等」の部分に当たる子どもたちと一緒にいるところでは、例えば紙であるとか、布とかの具体物を使った子どもたちもいることが分かる言葉も、通級の指導の子どもたちと同じようにどこかに書きこめるとイメージが湧くと思った。

8ページの整備状況を見せていただくと、特別支援学校と一言で書いてみると、いろいろな障害種の学校があり、その中で各校の必要なものが取りそろえてある。予算も少ないので、そこにあつたものがその学校に多くあるであろうと私なら予想ができるが、一般の方が見たときにイメージ像がつきにくいことも考えられるので、具体的な内容が入っているとよいと思った。

事務局

特別支援教育における取組の部分について十分に記述できていない点と、文部科学省の調査項目についても、特別支援学校という一括りだと、どういう種別の児童生徒がいる学校なのかによって必要な資料も変わってくることは確かにそのとおりだと思っている。文部科学省の調査の千葉県分の取りまとめ分は、学習指導課からデータでもらっているが、それを特別支援学校の種別ごとに集計することができるのか、そこまではなくてよいのか検討したい。この表だけだと大括りな印象はあるが、それ以外の記述の部分で、例

えば布の資料など、ここには点字図書とか拡大図書、録音図書などしか挙げられていないが、それ以外にも資料を必要としている、それが適切な児童生徒などもあることをどこかに入れたいと思う。

委員等

学校種別というか、視覚特別支援学校と聴覚特別支援学校と、あと知的と、病弱と、肢体不自由と分かれているのを見たことはあるが、これは全国で見ても母数が少ない。例えば視覚特別支援学校は各県に1校しかないので、学校図書館の設置率はほぼ100%、聴覚もそうである。ただ、知的になってくると50%を切ってくるとか、学校図書館の設置率なども見ると興味深いところはあるが、もし手に入るものが少しでもあれば、専修大学の野口先生は情報をお持ちかもしれない。多分調査はしているはずなので、それを切り貼りしてもらえればと思う。

私どもが今から5年ぐらい前に、事業としてマルチメディアデিজリーの教科書、副読本等を作って、AMISというデিজリーの再生ソフトを付けて、県内の全小中学校と特別支援学校へ配付する作業をしたが、それが全然反映されていないのが寂しいと思った。全部の小学校、中学校は捨てていない限りあると思うが、所蔵にはなっていないようである。マルチメディアデিজリーをこれだけ持っているといったら千葉県はすごいということになるが、この資料を見ると、残念に思う。当時1,256校全部に配った。研修会には特別支援学校の先生が約90人が参加したので無駄にはなっていないと思ったが、1回だけで終わってしまったので、継続するものがあればもっとつながりができたかと反省をしている。

部会長

現状と取組を把握するのが多岐にわたっていて非常に難しいことがよく分かった。

委員等

先ほどディスレクシアの児童生徒の数について、実態との開きに係る意見もあったと思うが、手帳を持っている視覚障害者の数と実際に何らかの読みに困難を抱えて、視力により読みに困難を抱えている方の数も大きな開きがあると感じている。正確な数が分からなくて申し訳ないが、ロービジョン学会というところで、実際に全国で視覚障害の手帳を持っている方の数、ずっとここしばらく30万という数字が出ているが、それより5倍以上の方が実際に見えづらさの困難を抱えているとの報告も出ている。高齢化も進んでいて、白内障になって実際になかなか文字が難しい方も手帳を取られない。あと、病気が今進行中の方も、症状が固定してから手帳を取ろうと思う方も結構多くいると思う。どこかで潜在的に読書に困難を抱えている方の数はかなりあること、潜在的なニーズがたくさんあることを少し触れていただけると、ディスレクシアの方も含めて、これは重要なことなのだということが広

く伝わると思った。

部会長

この意見についても反映をお願いします。  
ほかに質問がなければ、事務局、次の説明をお願いします。

事務局

第3章について説明する。骨子案9ページから11ページである。まず基本的な方針として、この計画で定める5つの項目ごとに記載している。11ページに読書バリアフリーに係る目標を掲げたいと考えて、5つの項目ごとに目標を記載する表の枠組みを示している。枠だけで目標の案が提示できていないが、事務局では、当初ここには数値目標を掲げたいと考えていたが、庁内の検討会で関係各課から、目標を掲げてもその目標が妥当かどうか検討するのが難しいとか、どの数字がどれくらい伸びたら読書バリアフリーが進んだと言えるのか、評価していいのか、まだ曖昧ではなどの意見が出された。また、国の基本計画では「おわりに」のところに、「本基本計画では、視覚障害者等が読書を通じて文字・活字文化に触れることのできる環境整備を行うための第一期の計画として、当面の取組の方向性を示した。今後、更に実態把握を行い、より具体的な目標や達成時期等についての検討や定期的な評価を行っていく。」と書かれており、国の基本計画でも数値などの具体的な目標は掲げられていない。

ただ、今回策定する推進計画は計画を策定して終わりではなくて、推進計画に基づいて取組を進めていき、進捗状況を把握、評価していくと考えているので、取組や成果の進捗確認のためにも何らかの目標を掲げたい。もし数値を掲げるのが難しいとしても、こういう取組を行うという目標でもいいので目標を設定したいと考えているところである。

第3章についての説明は以上で、目標設定も含めて3章について意見、質問をお願いします。

部会長

質問、意見があったらお願いします。

委員等

11ページの目標について、目標をここに記載するかどうかは判断を任せたいが、項目についての理由を知りたい。なぜ最初の1番の整備をしたいのか、何で提供体制を強化したいのかが、改めて再確認ができれば、目標ももう少し絞り込めると思った。

部会長

項目立てのことである。方針の項目立てがこの計画の1項目になっているということなのか。

委員等

1つ1つの内容ということである。

事務局 第3章に方針を1から5まで掲げているものは、国の読書バリアフリー法で地方公共団体が定めるとしている5項目を掲載しており、千葉県用にあまり練れていないが、国の基本計画で示している内容をほぼ示した形になっている。千葉県の現状を勘案した記述になっていない現状である。

委員等 国の法律にのっとった5項目に沿っていることで、目標をぜひ定めていただきたいと思った。先ほどの事務局の説明でも、数値目標の設定はとても難しいのはよく分かるし、この数値目標が妥当なのかどうかも検討が難しいことはよく分かる。しかし、取組を掲げたいとの先ほどの説明があったので、ぜひこれはやっていくとの具体的な取組でもいいので、目標があると5年間かけてやっていくことが分かりやすいと思うので、書き込んでいただければいいと思った。

部会長 目標は書き込んでいただく予定ということで、質問については先ほどの回答でよいか。

委員等 9ページから10ページにかけても、なぜかということについての記載はあるが、私の頭の中に入ってこなかったもので、こういう理由のためにと、もう少し日常で分かりやすいものがあればと思い意見として言ったまでである。

部会長 個別に進めていく上でまた何かあったらいただくことでよいか。ほかになければ、事務局、第4章を説明願いたい。

事務局 第4章である。骨子案は12ページから15ページである。5項目それぞれについて基本的考え方を示して取組を掲載している。13ページの初めのほうに取組事例、特別支援学校への訪問読書支援という囲みの記載を入れてある。本日の骨子案ではこの1例しか提示できていないが、取組事例を紹介することで、全体として県内の様々な方がそれぞれの立場で活動の参考になるような推進計画にしたいと考えているので、ほかにも幾つか参考となる取組事例を掲載したいと考えている。

内容の詳細について、資料3-2を基に比較しながら確認していきたいと思う。

まず1項目め「視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第9条関係）」については、国の基本計画の基本的考え方に「公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館並びに国立国会図書館について、点字図書館とも連携して、アクセシブルな書籍等の充実、アクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの

図書館の利用に係る体制整備を図る。」とあることから、県での取組として、「県では、公立図書館、学校図書、点字図書館の関係者の連携を強化するため、読書バリアフリーに関する関係者会議を設置します。」と記載した。また、課題として掲げた資料やサービスについての周知、サービスや資料を必要とする当事者や支援者へつなぐ仕組みが必要なことに対して、県では、視覚障害者等当事者や支援者との情報交換の場等を設け、読書におけるニーズや課題の把握に努める。

「県立図書館では、市町村立図書館等障害者サービスの開始・拡大の契機となるよう、管理職向けの研修等で読書バリアフリー法についてさらなる周知を図ります。また、担当者向けの研修会においては、各図書館等におけるサービスの開始や充実に役立つ内容のほかに、地域の視覚障害者等と既存のサービスとを結ぶ窓口の機能を果たすことに役立つ内容も取り入れます。」とか、「地域の子どもの読書バリアフリーについて協働して取り組むため、県立図書館で実施した特別支援学校訪問読書支援（おはなし会等）のプログラムや、学校図書館に関する運営相談の内容をホームページで紹介し、学校へ情報を共有できるようにします。」「関係機関・部署が実施する催し物の際に、互いの配布物を提供するなど、事業の普及・周知のための連携体制を作ります。また、催し物の企画・実施を連携して行うことにより、内容の充実に努めるとともに、各機関・部署の事業に対するニーズの把握を図ります。」と記載した。

また、課題に、重複障害のある方や学習障害等が原因の方等に対応したサービスの提供など、多様化への対応も課題としたことに対して、「点字図書館では、視覚障害者に加え、重複障害のある方や学習障害等が原因で視覚による表現の認識が困難な方等にも対応した図書サービスが提供できるよう、アクセシブルな電子書籍の充実に取り組みます。」と記載した。

学校図書館については、実態を把握することが課題としたことに対する取組が现阶段では記載できていない。どのように実態把握をしていくかなど取組について検討する必要がある。

また、特別支援学校について、配付物の点字や音声への翻訳化が課題としたことに対する取組がこの項目には記載できていない。

なお、国の基本計画に「視覚障害等のある児童生徒が生涯学習の場である図書館の利用について学ぶ機会を設けることの重要性及び具体的な利用方法について周知を図る。」とあることに関連した取組として、「特別支援学校では、図書館利用を教育課程に組み込み、卒業後も活用しやすいようにします。」と記載した。

次に、2項目め、資料は3枚目「2 インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第10条関係）」について、この項目については千葉県は課題の記載ができていないところであるが、取組としては「県立図書館は国立

国会図書館及びサピエ図書館へ、点字図書館はサピエ図書館へ、それぞれ製作した資料データの提供を継続します。」「国立国会図書館の視覚障害者等用データやサピエ図書館について、関連機関の連携等を通じて、サービスの周知を図ります。」、それから「電子書籍やオーディオブックの配信サービスの導入を検討します。」「オンラインによる対面朗読サービス等、インターネットを利用したサービスの充実に努めます。」と記載している。

次に、「3 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（第11条関係）」について、この項目については千葉県の実況と課題の記載ができていないところであるが、取組としては「市町村立図書館等やボランティア団体における特定書籍・特定電子書籍等の製作を支援するため、製作ノウハウや基準等の情報共有を図ります。」、それから「特別支援学校における児童生徒向け配付物の点字や音声への翻訳化について、資料作成における外部機関等との連携を検討します。また、学習教材の作成について、図書ボランティアとの連携を図ります。」と記載している。

次に、資料の4枚目「4 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援（第14条、15条関係）」であるが、課題として「読書支援機器や県立図書館の講座等について、必要としている当事者や支援者へ更に周知・普及していく手段・方法を検討する必要がある。」としていたところに対して、「県立図書館では、読書支援機活用講座、サピエ図書館活用講座の開催を継続するとともに、県立図書館で実施した講座の内容の共有や、市町村立図書館等への読書支援機器の貸出しを行うことにより、講座に参加できない遠隔地の図書館職員や利用者の情報保障と、県内図書館等への普及を図ります。」と記載している。

また、国の基本計画で「点字図書館と公立図書館が地域のICTサポートセンターと連携し、視覚障害者等に対して、様々な読書媒体の紹介やそれらを利用するための端末機器等の情報入手に関する支援を行う。」としていることに関連して、千葉県での取組として「障害者ITサポートセンターでの取組を継続し、パソコン及び関連ソフトウェアの購入相談、デジタイズ再生機器等の操作方法の習得を支援する等、障害者のIT利用を総合的に支援します。」と記載している。

また、国の基本計画で「地方公共団体による、アクセシブルな電子書籍等を利用するための点字ディスプレイ、デジタイズプレーヤー等の端末機器等の給付を行う。」としていることに関連して、千葉県での取組として「市町村における日常生活用具給付等事業について、市町村への費用の一部負担を継続します。」と記載している。

最後、資料の5枚目、「5 製作人材・図書館サービス人材の育成等（第17条関係）」についてであるが、課題として「県立図書館では図書館音訳者の高齢化、後継者不足により、希望する資料を必要としている時期に提供できな

いことが課題。」としていたことに対し、県立図書館では、職員向け研修会や音訳者養成講座等を継続すること、また、図書館音訳者、テキスト訳者の募集や養成に計画的に取り組むことを記載した。

点字図書館についても「点訳・音訳奉仕員養成事業を引き続き実施して点訳・音訳者の人材確保を図ります。」と記載した。

また、特別支援学校について、点字や音声の翻訳における教職員のスキルアップが1項目めの課題として挙がっていたことに対して、「点字や音声・テキストへの翻訳に関するスキルアップについて、特別支援学校の教職員の専門性向上のための研修を実施します。」と、人材育成に関することなので、5項目めの取組のところに表では記載している。

第4章についての説明は以上である。4章については骨子案ではあまり書き込めていないが、こういう取組を盛り込んでほしいなど意見をいろいろといただきたいと思う。

部会長 質問や意見があればお願いします。

委員等 これはここで議論して答えが出る問題ではないと思うので本当に発議みたいなものであるが、最後の5番の製作人材のところは、点字図書館は、点字図書館ができた当初から製作人材はボランティアにお願いする、頼ることで進んできている。これは戦前戦後も通じて一貫してのことである。どこの点字図書館に関しても、国の補助金で運営されている事業、県と国が折半という形で運営されている事業であるが、製作人材のところに関しては一貫して費用負担がない。公共図書館で音訳のサービスが始まった1970年代以降については、文科省関係で音訳協力者という形で、少ないながらも費用負担が発生している。当時はテープを1巻作れば4,500円とかという形で費用負担があった。

昔はボランティアでよかったが、最近はなり手の問題とか、これからの情報保障等を考えていったときに、聴覚障害に関しては手話通訳とか要約筆記が国家資格として認められている。ただ、視覚障害に関しては、情報提供に関して言えばもう本当にボランティア頼みだということになると、これは今度根幹を揺るがすというような形にもなりかねないので、ここは千葉県だけでどうこうというわけではないが、国にまた働きかけなければならぬので、そういう問題があることだけを共有したい。

先ほどの目標のところでも頭にずっとあり、目標といたら書きたいことはいっぱいあるが、その辺はまたの機会としたい。

部会長 音訳ボランティアではなく、音訳協力者と私どもの図書館では言っているが、ボランティアではない、協力者だということで、やはり何らかの対価が

必要だというようなことが取り入れられたらいいと思うので、よろしくお願  
いしたい。

委員等

初めて読書バリアフリー法ができて、そしてようやくこの部分に光を当  
てていくという最初の計画である。千葉盲学校に3年間の交流人事で赴任し  
た先生に、この会議に出るに当たって、現状について聞いてきた。いろい  
ろな資料が県内あちこちにあるのは分かるが、どこにアクセスすれば借りら  
れるのか、どのようなものがあるのか、それが一体どういうアプローチで借  
りられるのかがほとんど分からなく1年目、2年目を過ごして、3年目ぐら  
いになってようやく分かってきたということを書いてきた。

なので、県の計画のポリシーをつなぐというようにしてはどうか。障害を  
持った方用の読書資料は数が少なく、県内あちこちのいろいろな機関が  
持っていて、それを県立図書館のホームページにアクセスすると、どこが何  
を持っていて、貸してもらえるのか、見せてもらえるのか、学校であれば借  
りられるのか、といった情報がわかるように、県がコーディネートしてい  
ただいて、この5年間の中で、あちこちで持っているリソースが、障害を持っ  
ていたり、支援をする活動をしたりする人々にきちんと届くような形になっ  
ていくことが基本計画のポリシーになっていくとよい。インターネットサー  
ビスや資料の製作は、お金をかけてできるところとできないところがあり、こ  
のコロナ禍で、県の財政も厳しい面があると思う。つなぐという視点で、  
困っている子どもたちや困っている人々に、県内全体から資料が集まって  
くるサポートしていくという基本方針の形でまとまっていくとよいと思う。目  
標設定も、行政的には数値目標を明確に示してとお考えになると思うが、そ  
れよりは最初なので、とにかくつないでいくような形のイメージでスタート  
し、つないだ先に第2期の具体的な目標設定が出てくると良いと思う。また、  
先ほどサービスをする人材が多くいらっしゃる報告があったが、こういう  
方々がいつまでもボランティアベースでやっている時代ではなくなってい  
くと思う。そういうところにきちんとお金が行くようなシステムが構築  
されていくとよいと感じた。

学校図書館としては、学校にこういう子どもがいる、県立図書館の読書バ  
リアフリーアシスト用のホームページにアクセスしたらこの子に合う資料  
が、館山の図書館にあった。では、それを貸してもらいたい。私が勤務する  
柏の場合だと県立西部図書館から柏市立図書館を通じて、館山から学校に届  
いてくるみたいな形のシステムができてくると嬉しいと感じた。

委員等

今の発言を伺っていて、こういうサービスがあったということを広く周知  
する必要性は日々感じる。今の話では、盲学校にいる先生でさえなかなか情  
報が得られていないということなので、すごく重要なことだと思う。せっか

く今回、基本計画が県でもできるので、周知していく、広報していくことが  
すごく重要だと思う。周知の部分で、骨子案には、例えば特別支援学校では  
関係団体の催し物などに関わっていくとかが書かれているし、図書館の役割  
としては、管理職の方に伝えていくことが書き込まれておりすばらしいと思  
うが、例えば図書館がとか、学校がという書き方でなくてもいいが、読書バ  
リアフリーの取組が今県でつくられていて、いろいろなところを工夫しながら  
サービスしていることを広く県民の皆様にも周知していくことが必要だと思  
うので、どこかのところで、関係者への周知と併せて広く伝えていくよう  
に、マスメディアなどの活用を検討する等、どこかで触れていただくと広  
がりが出てくる可能性があると思った。

部会長

広く県民の方にも周知をしていくということである。  
事務局から次の説明をお願いします。

事務局

最後に、巻末に参考資料をつけているのでこちらも説明して、意見があれば  
お願いしたいと思う。16ページ以降である。

16ページには、全部埋められていなくて申し訳ないが、用語集を載せたい  
と思っている。本文中に出てくる用語には、一般にはなじみのない用語が  
いろいろあるかと思うので、用語集をつけたい。本文中に出てくる最初の場所  
に、「※1」のように番号をつけて入れている。該当するページの脚注に入れ  
る方法もあるが、最初に出てくるページではなく、2回目、3回目以降に出  
てくるページを読んでいるときにその用語の意味が知りたくなった場合には  
巻末にまとまっているほうが分かりやすいかと思い、巻末にまとめる用語集  
の案になっている。

17ページからの資料は、タイトルだけ載せて、本文の掲載は骨子案では省  
略しているが、まず法律、読書バリアフリー法の法律本文を掲載したいと  
思っている。それから、先ほど周知が大事との話があったが、県立図書館の  
障害者サービス利用案内と千葉点字図書館の利用案内を載せたいと考えてい  
る。

サービスについて、どこにどうアクセスしたらいいかという入り口をここ  
で紹介したい思いがあり、連絡先一覧として、県立図書館は3館あるので、  
県立中央図書館、西部図書館、東部図書館、次に18ページに行って、千葉点  
字図書館の所在地、電話番号などの連絡先を載せてある。それから、どこで  
どうやって情報を得るのかというのも、必要最低限ここだけをというところ  
については、国立国会図書館の国会図書館サーチで障害者サービスの資料の  
検索ができるのと、サピエ図書館の2つのURLを案内する案になっている。

それから19ページ以降に、「さまざまな読書的手段」として、バリアフリー  
資料と読書補助器具等を紹介している。これも、そういう資料や器具が世の

中にはあることがまだまだ知られていないのを知られるようにしていきたいとの思いがあり、物によっては写真つきで紹介する案になっている。

巻末の資料については以上である。

部会長 巻末の資料について何かあるか。

委員等 用語について、事前送付資料を先に拝見したが、用語を調べるだけで目いっぱい内容まで把握できない状態であった。用語集の充実については本当によろしく願います。

部会長 これを読む方は関連する用語は難しいと思うので、用語集をぜひ充実させていただきたい。

それでは、「千葉県読書バリアフリー推進計画の骨子案について」の協議はここまでとする。議事を閉じて、事務局のほうにお返ししたい。

司会 部会長、委員の皆様、ありがとうございました。

以上をもって、千葉県生涯学習審議会第1回千葉県読書バリアフリー推進部会を閉会する。

本日はありがとうございました。

—— 以上 ——